



# EE発行運用規則

---

2021年4月16日

日本SPICEネットワーク運営委員会

# 1. 目的

---

会則第9条の1に基づき、intacs認定Assessor資格の更新に必要なExperience Evidence（EE）発行に関する運用を定めることを目的とする。

以下の条件を満たす場合に、EEを発行する。

### 2.1 EE-EP (Passive-External)

#### (1) NSPICE.NETのイベントへの参加

- intacs認定Competent Assessor以上の資格を有する会員であること。
- 運営委員会がintacsとの協議の上定めるイベントのすべての時間帯に参加すること。
  - ✓ 6時間以上のイベント（勉強会、カンファレンス、など）
- イベントへの参加申込時に、以下の必要事項を記入し、EEの発行を申請すること。
  - ✓ 氏名（英語表記）、会社名（英語表記）、intacs 認定番号
- イベント参加時にEE発行対象者リストにサインすること。

### 2.2 EE-AC (Active contribution)

#### (1) NSPICE.NETのイベントにおける発表

- intacs認定Competent Assessor以上の資格を有する会員であること。
- 運営委員会がintacsとの協議の上定めるイベントに発表者として参加すること。
  - ✓ 勉強会の場合、査読付き、かつ30分以上（Q&A除く）の講義
    - 会則第7条の4に基づく研究会報告は、講義に該当しない。
  - ✓ カンファレンスの場合、査読付きの発表（基調講演を除く）
- 必要事項を記入した申請フォーム（英/日併記）により、EEの発行を運営委員会に申請し、運営委員会及びintacsの査読・承認を得ること。

##### 申請フォーム記載内容

- ✓ 氏名、会社名、intacs 認定番号、イベント名、日程、開催場所、発表タイトル、発表時間（Q&A除く）、概要（日本語で400字程度）

##### 申請期限

- ✓ 勉強会の場合、講義実施の2週間前まで
- ✓ カンファレンスの場合、発表の申込と同時

#### (2) NSPICE.NET運営委員

- intacs認定Competent Assessor以上の資格を有する運営委員であること。
- 年間を通じて運営委員として活動したことを運営委員会が認定していること。

## 3.1 発行対象の審査

運営委員会は、EE発行の申請に対し、2.の発行条件を満たしているか審査を行う。

## 3.2 発行

渉外担当運営委員は、EE発行対象者リストをintacsに送付する。pdf形式のEEを会員ページ内の個人フォルダに格納することで配布する。

改定日	内容
2016年4月28日	制定
2017年7月20日	intacsとの合意内容に基づく変更
2019年8月1日	EEのタイプが変更されたことに伴う変更 EE-ACの発行条件の追加 EE発行方式の変更
2020年8月1日	Concept Experience Evidence V7.1（2019/11/27発行）にあわせた変更
2021年4月16日	研究会報告がEE-ACの対象とならないことを明記